

○旭川医科大学ネーミングライツ審査委員会要項

(令和8年2月3日学長裁定)

(設置)

第1条 旭川医科大学（以下「本学」という。）におけるネーミングライツ事業を実施するため、旭川医科大学ネーミングライツ審査委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) ネーミングライツパートナーの公募に必要な募集要項の策定に関すること。
- (2) ネーミングライツ料に関すること。
- (3) ネーミングライツパートナーの選定、契約及びその解除に関すること。
- (4) その他ネーミングライツ事業に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する副学長又は学長補佐
- (2) 事務局長
- (3) 事務局次長（総務・教務担当）
- (4) 総務課長
- (5) 施設課長
- (6) その他学長が必要と認める者

2 前項第6号の委員は、学長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、第3条第1項第1号の委員をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長が決定する。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、施設課において処理する。

附 則

この要項は、令和8年2月3日から施行する。

【制定理由】

ネーミングライツ事業実施のため要項を制定するものである。